

瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第13号

瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市文化施設運営委員会条例（平成17年瀬戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「文化施設」とは、瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸蔵ミュージアム及び瀬戸市美術館条例（平成25年瀬戸市条例第7号）に規定する瀬戸市美術館をいう。	(定義) 第2条 この条例において「文化施設」とは、瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）に規定する瀬戸蔵ミュージアム、瀬戸市美術館条例（平成25年瀬戸市条例第7号）に規定する瀬戸市美術館、瀬戸市新世紀工芸館条例（平成11年瀬戸市条例第7号）に規定する瀬戸市新世紀工芸館、瀬戸染付工芸館条例（平成12年瀬戸市条例第13号）に規定する瀬戸染付工芸館及び瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例（平成15年瀬戸市条例第29号）に規定する瀬戸市ノベルティ・こども創造館をいう。
(設置) 第3条 文化施設の運営に関する重要事項を審議するため、瀬戸市文化施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。	(設置) 第3条 文化施設の運営に関する重要事項及び文化施設における研修に関する事項を審議するため、瀬戸市文化施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。